

# 学校法人三幸学園 支援学校 仙台みらい高等学園 学則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 教育基本法及び学校教育法等の法令に基づき、軽度の知的障害のある生徒を対象に、普通教育と職業に関する専門教育等を施し、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、社会的自立を図るために必要な知識技能を養い、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、支援学校 仙台みらい高等学園という。

(位 置)

第3条 本校は、宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 393 番地 12 に置く。

(課程、学科、収容定員及び修業年限)

第4条 本校の課程、学科、収容定員、修業年限は、次表のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	収容定員	男女の別	昼夜の別
本科	キャリアデザイン科	3年	24名	72名	共学	昼間
専攻科	キャリアデザイン科	2年	16名	32名	共学	昼間

## 第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第5条 1. 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2. 前項によりがたいときは校長の承認を受けて変更することができる。

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 土曜日及び日曜日

(3) 学年始休業日 4月1日から4月5日

(4) 夏季休業日 7月25日から8月31日

(5) 冬季休業日 12月22日から1月8日

(6) 学年末休業日 3月21日から3月31日

(7) 学校創立記念日 6月10日。ただし、休業日は6月第1金曜日とする

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業及び実習を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

## 第3章 教育課程、学習の評価、課程修了及び卒業の認定等

(教育課程)

第7条 本校の教育課程は、特別支援学校高等部学習指導要領に定める基準により、別表1のとおりとする。

(学習の評価)

第8条 学習評価の方法は別に定める。

(課程修了の認定)

第9条 校長は、各学年所定の教育課程の修業の認定及び卒業、修了の認定にあたっては、前条に定める学習の評価により、生徒の成績を総合的に評価し、学年末に行う。なお、留学した生徒については学年途中においても認定することがある。

(卒業、修了)

第10条 第9条の規定により、生徒が本科の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

第11条 第9条の規定により、生徒が専攻科の全課程を修了したと認めた者には、修了証書を授与する。

(原級留置)

第12条 校長は、生徒の各教科に属する科目の履修の成果の状況を勘案し、進級させることが適当でないとき、これを原級に留め置くことができる。

#### 第4章 入学、留学、休学、復学、退学及び除籍等

(入学資格)

第13条 本科の入学資格は、軽度の知的障害があり中学校、特別支援学校（知的障害）中学部、義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者。

2 専攻科の入学資格は、軽度の知的障害があり高等学校、特別支援学校（知的障害）高等部を卒業した者又は中等教育学校を卒業した者。

(入学時期)

第14条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

(入学手続き、入学許可)

第15条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して第24条に定める入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学選考を行い、合格者を決定する。尚、入学選考の詳細は別に定める。
- (3) 合格の通知を受けた者は、保証人連署の誓約書・保証書・同意書その他の必要書類と所定期日までに別表2に定める入学金を添え、手続きを取らなければならない。
- (4) 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。
- (5) 所定の期日までに入学手続きを取らなかった者は合格を取り消す。

(転入学)

第16条 校長は本校に転入学を希望する生徒がある場合、面接等によりその事情及び学力を審査した上で、教育上支障がない限りにおいてはこれを許可することができる。

2 他の学校に転学を希望するときは、転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(留 学)

第17条 生徒が外国の学校へ留学しようとする場合は、校長に留学を願い出ることができる。

2 校長は、前項の願い出が教育上有益と認められるときは、1年以内の時期で留学を許可することができる。

3 その他留学に関する規定については、別に定める。

(休 学)

第18条 生徒が疾病、その他やむを得ない事由により30日以上休学する場合は、診断書及びその事由

を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学の期間は学年の終わりまでとし、継続の必要があるときは、改めて許可を受けなければならない。

3 休学期間の上限を、本科は通算 1 年間、専攻科は通算 8 か月とする。ただし、やむを得ない場合は、その限りではない。

(復学)

第19条 休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は、復学願に医師の診断書等、その理由を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学)

第20条 退学をしようとする者は、その事由を記し、保証人連署の上、校長の許可を受けなければならない。

2 退学に関して必要な事項は、別に定める。

(出席停止)

第21条 校長は、学校保健安全法等に基づき、生徒が感染症にかかり又はその疑いがあるとき、その他必要があると認めるときはその生徒に対して出席停止を命ずることができる。

(忌引)

第22条 生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは、これを許可することがある。

(除籍)

第23条 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒を除籍することができる。

(1) 正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わず、授業料を滞納し、その後においても納入の見込みがないと認めた者

(2) 休学期間を超えてなお復学できない者

(3) 入学手続き完了者で、就学意思がない者

(4) 死亡した者又は不明となった者

## 第5章 生徒納付金等

(生徒納付金)

第24条 本校の入学検定料、入学金、授業料及び諸経費等は、別表2のとおりとする。

2 授業料及び諸経費は、本校に在籍する間は、年度の始めに年度分の全納、もしくは、前期・後期ごとに、各期の始めまでに各期分を全納しなければならない。

3 生徒は休学中であっても、授業料等納付金は納入しなければならない。ただし、休学を許可された者が、別に定めるところにより願い出た場合は、その期間に応じ、授業料等の全部又は一部を免除することがある。

(生徒納付金の免除)

第25条 校長は、生徒に特別な事情があるときは、別に定めるところにより、入学金、授業料及び諸経費の全部又は一部の納入を免除することができる。

(納付金の還付)

第26条 既に納入した授業料、入学金、入学検定料及びその他の学費は、原則としてこれを返還しない。ただし、入学前に入学辞退の意思表示をした場合は、入学金と入学検定料を除いた授業料等は返還する。

(保証人)

第27条 保証人は、父母又は未成年後見人とし、当該生徒が成年の場合は、父母又は親族、あるいはこれに準ずる独立の生計を営む者で保証人としての責務を果すことができる者でなければならない。

ない。

2 保証人は、保証する生徒の在学中の行為及び身上について、本人と連帯して一切の責任を負う者とし、常に学校の行う教育活動に協力しなければならない。

3 保証人は、学則に定めた保証する生徒の在学中に支払うべき納付金（授業料、施設設備費、教材実習費）の納付について、本人と連帯して支払うことを保証するものとする。

第28条 校長は、保証人を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

第29条 保証人に変更があった場合は、生徒は速やかに校長に変更の届け出を行い、必要書類を提出しなければならない。

2 保証人が、転籍、転居、氏名変更又は改印したときは、生徒は速やかに校長に届出なければならない。

（物品の弁償）

第30条 校長は、生徒が、本校の校舎及び寄宿舎の校有物品を損傷又は紛失した場合には、その情状により、その全部もしくは一部を弁償させることができる。

## 第6章 賞 罰

（表 彰）

第31条 校長は、他の生徒の模範となる行為のあった者を表彰することができる。

（懲 戒）

第32条 生徒が本校の学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分を逸脱する行為があり教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行うものとする。

3 前項の退学は次の各号に該当する者に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第7章 教職員組織

（教職員）

第33条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校 長
- (2) 副 校 長
- (3) 教 頭
- (4) 教 諭（講師含む）
- (5) 養 護 教 諭
- (6) 事 務 職 員
- (7) 寮 務 主 任
- (8) 寄 宿 舎 指 導 員

2 本校には、前項に掲げる職員のほかに、必要な職員を置くことができる。

## 第8章 寄宿舎

（寄宿舎）

第34条 本校に、寄宿舍を置くことができる。

2 寄宿舍については、別に定める。

## 第9章 雑 則

(改定)

第35条 本学則は、改定することができる。

2 学則改定内容は、本校のホームページに掲載する方法により周知する。

(施行細則)

第36条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

### 附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、入学検定料、アセスメント検査料、入学金の額については、令和2年10月1日から適用する。

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

この学則は、令和5年4月1日から施行する。(教職員組織の変更、昼食費の追加)

(別表 1)

## 教育課程

指導形態・教科等			本 科						専攻科				備 考
			1年		2年		3年		1年		2年		
			週	年	週	年	週	年	週	年	週	年	
各教科	普通教科	国 語	2	70	2	70	1	35	1	35	1	35	
		社 会	0.5	17.5	0.5	17.5	0.5	17.5					
		数 学	2	70	2	70	1	35	1	35	1	35	
		理 科	0.5	17.5	0.5	17.5	0.5	17.5					
		音 楽	2	70	2	70			2	70	2	70	
		美 術	2	70			2	70	選択		選択		
		保健体育	3	105	3	105	3	105	3	105	3	105	
		職 業	1	35	1	35	1	35	1	35	1	35	
		家 庭	2	70	2	70	2	70	2	70	2	70	
		外国語	0.5	17.5	0.5	17.5	0.5	17.5	0.5	17.5	0.5	17.5	
		情 報	0.5	17.5	0.5	17.5	0.5	17.5	0.5	17.5	0.5	17.5	
	専門教科	キャリア基礎	14	490									学校設定教科
		芸 美											学校設定教科
		食 農			16	560	18	630	19	665	19	665	学校設定教科
		福 祉			選択		選択		選択		選択		福祉
	サービス											流通・サービス	
特別の教科 道徳		0.5	17.5	0.5	17.5	0.5	17.5	0.5	17.5	0.5	17.5		
特別活動		1	35	1	35	1	35	1	35	1	35		
自立活動		1	35	1	35	1	35	1	35	1	35		
総合的な探究の時間		0.5	17.5	0.5	17.5	0.5	17.5	0.5	17.5	0.5	17.5		
合 計		33	1155	33	1155	33	1155	33	1155	33	1155		

(別表 2)

## 納付金等

項 目	金 額
入学検定料	5,000 円
アセスメント検査料	30,000 円
入学金	100,000 円
授業料 (年額)	240,000 円
分納の場合	前期 120,000 円、後期 120,000 円
教育実習費 (年額)	36,000 円
分納の場合	前期 18,000 円、後期 18,000 円
施設設備費 (年額)	60,000 円
分納の場合	前期 30,000 円、後期 30,000 円

上記のほか、教材費、生徒保険料は実費、昼食費、その他教育充実のための費用（教科用図書・副教材費等）及び寄宿舍・寮費（食費含む）を別に定める。